

令和5年由仁町議会第5回臨時会 第1号

令和5年11月30日(木)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 3号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について
- 7 議案第 4号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 8 議案第 5号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 9 議案第 6号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 10 議案第 7号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について

○出席議員(8名)

副議長	8番	早坂 寿博 君	1番	浮田 孝雄 君
	2番	加藤 重夫 君	3番	東 貴之 君
	4番	大畠 敏弘 君	5番	野市 裕司 君
	6番	佐藤 英司 君	7番	中村 隆浩 君

○欠席議員(1名)

議長 9番 後藤 篤人 君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井	洋	君
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	高	根	健	太
主		事	山	下	真	白

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○副議長（早坂寿博君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。
よって、令和5年由仁町議会第5回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○副議長（早坂寿博君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（早坂寿博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 大島君、5番 野市君
を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○副議長（早坂寿博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○副議長（早坂寿博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧
お願いします。
次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和5年度8月分、9月分、
10月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したと
おりです。御覧お願いします。
以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○副議長（早坂寿博君） 日程第4、議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。
町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、期末手当の支給率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

現在開会中の第212回国会で国家公務員に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正が可決されたことを受け、当町におきましてもこれに準じて改正を行おうとするものであります。

このたびの人事院勧告では、民間のボーナス支給状況を踏まえた上で国家公務員の期末、勤勉手当の引上げが勧告され、年間の支給額を4.4か月から4.5か月へ0.1か月引き上げられたものであります。このことに伴いまして、由仁町議会議員の期末手当の支給額を年間4.5か月に改正しようとするものであり、本年度につきましては12月期の期末手当において0.1か月分加算し、支給額を2.3か月とするものであります。人事院勧告は、年間で0.1か月、率にして100分の10を引き上げる内容となっておりますので、本年度は12月の期末手当で100分の10を引き上げますが、令和6年度以降は6月の期末手当と12月の期末手当の支給率を均等、2.25か月分にする内容となっております。

それでは、議案第1号資料、条例案新旧対照表を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第1条関係が令和5年度に係る改正であります。

第4条の2第2項の下線部分、右欄の100分の220に100分の10を加えた100分の230が改正後の12月期末手当の支給率となります。

その下、第2条関係と書かれた部分が令和6年度以降に係る改正となっており、年間100分の450を6月と12月で均等に支給しますので、第1条で改正した支給率を改め、それぞれ100分の225を支給しようとするものであります。

附則であります。施行日に関する規定で、令和5年度の支給に係る第1条は公布の日から、来年度以降の支給に係る第2条は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○副議長（早坂寿博君） 質疑はありますか。

浮田君

○1番（浮田孝雄君） 説明は分かります。お聞きしたいのは、なぜ0.1上げなければ

ならないのか、そこを説明してください。

○副議長（早坂寿博君） 町長

○町長（松村 諭君） 副町長のほうから説明させます。

○副議長（早坂寿博君） 副町長

○副町長（田中利行君） ただいまの浮田議員のご質問にお答えをいたしますが、我々地方公務員というよりも、由仁町の場合は国家公務員の人事院勧告に基づくものを準拠するというふうになっております。いろいろな指摘があろうかと思えますけれども、例えば減額の場合も増額の場合も国で勧告されたものについては全て準拠するというふうに、組合のほうとも協議をしておりますけれども、これは今議員ですから関係ありませんけれども、職員のほうもそういうように協議をしながら、あくまでも単独で、由仁町が昔やっておりましたけれども、早期健全化団体になっているときは独自で削減をしておりましたけれども、それ以外は国と同様に準拠するということを進めておりますので、議員さんも一緒に今回は国の要綱に基づいて支給率を改定しようとするものであります。

○副議長（早坂寿博君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 分かりません。何をお話ししているのかよく分かりません。先般国のほうで改正した公務員に関する報酬の改正、これは構いません。これは次にやる由仁町長及び副町長の給与に関する、これも当然上げることに反対はしません。ただ、議員の場合は人事院勧告に対応するとか、人事院勧告に従うとか、これは議員としてはあってはならない話です。国民生活のほうを見れば年金も上がらない、給料も上がらない、物価は上がっていく中で行政を監視する議会のほうが先に報酬を値上げ改正しますと、これは絶対通らないと思います。きちんとした値上げの説明、人事院がこう言ったからそうではなくて、なぜ0.1上げるのですかと、0.3でなくて、0.5でなくて、1ではなくて、なぜ0.1なのですかということを知っているのです。

○副議長（早坂寿博君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のご質問にお答えをいたしますが、議員ご質問のとおりなぜ0.1なのかといいますと、これは人事院勧告に基づいて、これは守らなければならぬということではありません。うち独自に根拠をしっかりと計算して、あるいはもしかしたら0.5になったかもしれない。ただ、その計算するうちにはきちんとした細かな所得推計をやっているわけではありませんから、従来と同じように国公準拠という形で人事院勧告に基づいた人事院が提示した数値を使わせていただいたということでありまして。この民間の賃金が政府も要請して上がらないという、30年間賃金が上がらないという厳しい状況ではありますが、これは町民のために働いていただいております議員の皆様方、そして職員も同様ではありますが、ある程度町内の企業、あるいは他のまちの企業においてもインセンティブ効果というものを期待をしているところであります。

○副議長（早坂寿博君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論はないものと思いますので、直ちに……

（「副議長」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 浮田君

○1番（浮田孝雄君） 討論はあります。どんどん、どんどん勝手に進めないでください。

先ほど申しましたように、公務員の値上げとそれを監視する議員のほうの値上げ、これを行政側の提案でやられるということはちょっと疑問があります。ましてや先ほど申し上げましたように国民の生活は大変苦しくなっております。単年度でばらまき予算を先月国のほうで認めました。これは毎月配られるわけではなくて1年1回。ところが、この値上げ報酬に関しては1年1回ではなくて毎月毎月。これはやはり町民の目から見ても理解できないと思います。それで、この条例改正については反対いたします。

○副議長（早坂寿博君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は、起立によって行います。

議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（早坂寿博君） 起立多数。

本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○副議長（早坂寿博君） 日程第5、議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により、町長、副町長及び教育長の期末手当並びに職員の給料及び期末、勤勉手当等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先ほどの議案第1号同様、町長、副町長、教育長の期末手当につきましても年間支給額を4.4か月分から4.5か月分に0.1か月引き上げる改正であります。支給率につきましても議会議員と同様で、本年度は12月期末手当の支給率を上げ、来年度以降は6月と12月の支給率を同率とするものであります。一般職における手当支給額の引上げ額は、0.1か月分を期末手当と勤勉手当で引き上げるものです。なお、再任用職員につきましても0.05か月の引上げとなります。

続いて、月例給の引上げであります。平均で1.1%の引上げを初任給及び若年層に重点を置いた改正を行うものであります。

それでは、議案第2号資料の条例案新旧対照表1ページを御覧ください。第1条関係及び第2条関係は町長及び副町長に関する改正、第3条関係及び次のページの第4条関係が教育長に関する改正となっております。

第5条関係以降は職員に関する改正で、給料表の改定、期末、勤勉手当の支給率の引上げでございます。

給料表は、次の3ページから行政職給料表、少し飛びまして8ページからが医療職の給料表となっております。

飛びまして、19ページをお開きください。第6条関係であります。第17条の2及び第17条の5の改正は、令和6年度以降における期末、勤勉手当の支給率の改正で、6月期と12月期の支給率を同率にする改正であります。

次の20ページをお開きください。第7条関係であります。こちらは会計年度任用職員の手当等に関して整備をするものであります。

21ページを御覧ください。附則であります。第1項は条例の施行日で、令和5年度に関する改正は公布の日から、来年度以降の支給に係る改正は令和6年4月1日からの施行とするものであります。

第2項は、一般職の適用日に関する規定で、給料表、期末、勤勉手当支給率の改正適用日を令和6年4月1日からとするものであります。

第3項は、一般職に関する内払いの規定であります。

以上で説明を終わります。

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○副議長（早坂寿博君） 日程第6、議案第3号 令和5年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第1号及び第2号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第3号 令和5年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○副議長（早坂寿博君） 日程第7、議案第4号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第2号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○副議長（早坂寿博君） 日程第8、議案第5号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第2号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 副議長（早坂寿博君） 建設水道課長
- 建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第5号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○副議長（早坂寿博君） 日程第9、議案第6号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第2号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○副議長（早坂寿博君） 日程第10、議案第7号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第2号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（早坂寿博君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○副議長（早坂寿博君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○副議長（早坂寿博君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和5年由仁町議会第5回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時14分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

副 議 長 早 坂 寿 博

4 番 議 員 大 畠 敏 弘

5 番 議 員 野 市 裕 司